

緊急、石油エネルギーの諸問題

宮 田 幸 吉

目 次

- 一 はしがき
- 二 OPEC 攻勢、対策
- 三 シベリヤ、エネルギー開発協力
- 四 パイプライン計画実施
- 五 石油業界の再編成

一 はしがき

またまた、エネルギー危機が喧伝されている。かつてのエネルギー問題の中心が石炭問題であったのに比べて、このたびは石油問題に移行した。そしてエネルギー政策の基調である「低廉かつ安定供給」（わが国石油業法、第一条）の要請も根底から動搖し始めたとみることができる。

元来、石油問題はフランスの Clemenceau^① の「石油の一滴は、血の一滴」の時代から、單なる経済資源の性格より、軍需資源または政治資源の色彩が極めて濃厚で、先般の Nixon のエネルギー特別教書を契機として、世界戦略緊急、石油エネルギーの諸問題

との複雑なからみあいが、渦巻となつて表面化してきたと認識することがであります。^② 」)のアメリカの高価格化政策と対外依存主義への転換は、天然資源について恒久主権を主張し、エネルギー分配面での均衡化を強調する資源産出国の経済ナショナリズムまたは資源ナショナリズムをあらたに誘発し、これに根本的なエネルギー政治経済学的考察の重要性が生れてくることになった。かくてエネルギー対策は多岐にわたり問題をなげかけてきつゝあるが、特に焦眉の問題として、国際関係に、OPECをめぐる多国籍企業との熾烈な抗争とこれに対するわが国の対処、日ソ間の重要な経済案件である西シベリヤ、チュメニ油田の開発協力問題、そして国内関係として、ペイプライン設置計画実施と石油事業の再編の緊急必要性を摘要すまいにし、節約と備蓄の提唱については稿を改める。

注

- ① Message from the President of the United States relative to Energy and Interest Program. (1973. 4. 18) の要旨
は 〔既存産業エネルギーの早急な増産政策〕資源確保のための省エネルギー政策 〔安全保障と環境問題〕増産のためのエネルギー行政改革 〔エネルギー問題についての国際協力〕〔新規エネルギーの研究開発〕
- ② アメリカのエネルギー問題に関して M. A. Ebermann 教授は「世界的エネルギー危機は一つのフィクションである」と述べているのに対して Nixon ハネルギー教書の作成者である国務省燃料局長の Bakins は「ユーベルマン教授は政治経済学者としては全く落第である」ときめつけている。問題は現下の資源配分と将来のそれとのどちら方の相違の問題である。
- ③ Stephen Hymer, "United States Investment Abroad", A paper printed to the Third Pacific Trade and Development Conference, Sydney, August 20~22, 1970.

II OPEC攻勢、対策

一九七一年六月、石油帝国 Rockefeller 財閥系の大銀行チエース・マン・ハッタンの副頭取である J. G. Winger が「アメリカの一九八五年までのエネルギー展望」という論文を発表した。これによると、〔一〕アメリカ石油資源が急激に減少してきてること、〔二〕一九八五年迄に約五〇%の石油を輸入しなければならないこと、〔三〕中近東への石油の依存度が非常に高まりつつあること、〔四〕次第にOPECの勢力が強烈となり価格の異状上昇は不可避的な傾向となること、などが概略の論旨であった。現在、石油の原油生産、精油の六〇%を独占しているのが石油世界帝国といわれている、いわゆるメジャーであるが、このメジャーもえも、近年、OPECの経済ナショナリズムには非常な危機感を深める傾向にある。

さて、この経済ナショナリズムについて一言するに、一般的意義としては自立的な国民経済の形成を目的とし、その目的達成のための手段として用いられる一連の政策と制度の体系であるということができよう。^① この経済ナショナリズムは資源に関しては資源ナショナリズムとしてとらえることができる。これはいいかえると、先進工業国にとっては工業資源を経済的に確保する問題であり、開発途上国にとっては自国産出資源の分配と処分権の問題もある。すなわち、天然資源の生産国である多くの開発途上国は、いまなお自国資源を必ずしも自由に処分する地位に置かれていないのである。これをエネルギーの分野で検討すると、開発途上地区は、一九七一年現在、資本主義世界石油生産の約八〇%を占めているが、その生産量の六割強を先進工業地域に輸出し、自家消費においては僅かに一四%を

あてに過ぎない状況である。一九七〇年度において先進工業国のエネルギー消費量が一人当たり石炭換算約六〇〇吨であるのに対し、開発途上国のは、わずかに三三〇吨程度に過ぎず、比率にすると一八対一となる。しかもこの石油生産輸出はすべてメジャーの手により操作されており、産油国側は生産、供給に関するすべての計画に関与することもできなかつたし、また実動することもできなかつた。こうした仕組はメジャーが巨大な利益をあげているのに、産油国の経済発展には、ほとんど有効な寄与もなく、僅かのおこぼれに忍耐を強いられてきたことを示す。調査によると一九四八年から六〇年にいたる平均で石油一バーレル公示価格について、操作コストは一七%、産油国政府の収入が三三%であったのに対しメジャーの純収入は五〇%であるという。同じ期間にメジャー構成石油会社のアメリカ国内での自己資本利益率一一%に対し、中東においては六七%であったという。しかもこの収益の大部分は本国に移送されたのである。例を一九七〇年とすれば、先進工業国が開発途上から引揚げた投資収益八〇億ドルの半額四〇億ドルが産油国のもとであつたといわれている。こうした石油収入の大部分が産油国の要望している国産原料の工業化、すなわち国民経済の形成に使用されず、海外に持出され、先進工業国との国際収支を支えている現実、しかもこの工業国とメジャーは、産油国における加工部門、その製精と化学工業化に援助するどころか、かえつて世界銀行の融資を拒否するなどの妨害を統けて今日に至つてはいる。いうまでもなく、これは原油の輸出がはるかに利益が割高であるし、またそのような工業化は多くの場合ダウン・ストリームを握っているメジャーにとっては、根本的にその世界的経営戦略に反するし、かつ本国工業の競争相手を作る結果ともなるからであつた。かくて産油国はメジャーによる開発によつては、自國の国民経済の形成が不可能になることを痛感し、ここに天然資源に対する恒久主権の確立を、他の資源産出開発途上国とともに、強烈に要求する態度となつたのである。

一九六二年十二月、国連総会において「天然の富と資源に対する恒久主権」についての決議がおこなわれ、天然資源が本来その保有国に属性し、原則的にその国民的発展のために用いらるべきであるとの当然の道理が宣言されたのがその路線確立の第一歩であった。このような要求は一九六六年のアルヂエ憲章⁽³⁾、一九七一年のリマ宣言にひきつがれ、国連貿易開発会議（UNCTAD）第三回総会でも七七カ国のグループが国内天然資源の自由処分権に關し、あらゆる外国の政治的経済的压力を排撃し、内政不干渉の原則を確立すべきことを強硬に主張したのであった。しかも、この大会の決議に基き、現在、UNCTADの貿易開発理事会（TDB）で秋の国連総会での決議をめざして起草されつつある「諸国の経済的権利義務憲章」においては、「国内天然資源を自由にかつ完全に処分する権利」が近海資源の開発権とともに明示され、また「これらの権利の行使を尊重し、それに対応する義務を負うこと」が規定されることとなっている。かくて産油国は他の資源輸出国とともに自國資源に対する民族主権の原則を掲げて、世界的な規模で強靭な企業戦略を駆使する多国籍企業、特にメジャーと真向から対立する力関係を樹立せんとしつつあるのである。

OPECは一九六〇年九月、バクダードにおいて、イラン、イラク、クエート、サウジアラビヤ、ベネズエラの政府代表が集まり発足したのであるが、これは「五九年、国際石油資本の値上げで、われわれの石油収入は二〇〇%も減少した。それにもかかわらず、この件につき、われわれには一言の相談もない、われわれ産油国は團結して国際資本に对抗しよう」ということで産油国主脳会議がもたれ、OPECの設立と原油価格の維持、産油生産制限などが決議された。それ以来この十年余、OPECは強硬な連帯で結ばれるにいたつた。参加国も初めの五カ国から六一年にカタル、六二年にインドネシアとリビヤ、六七年にアブダビ、六九年にアルゼリア、七一年にナイゼリヤが加わり、計十一カ国に膨張した。OPECの資料によると、この集団は世界原油の半分以上を生産し、世界の輸出量の八七%

を占めておるという。このOPECの力量を判然と認識させられたのは、七〇年から七一年においておこなわれた国際資本とのたび重なる値上げ交渉であった。この値上げ交渉、別名石油戦争と呼ばれた論争の発端は、リビヤがその役割を果した。六十九年九月に誕生したリビヤ革命評議会政府は、石油資源の国家支配を目指して、七〇年、突如、原油の減産と石油価格の引上げ、精製販売事業の国有化を宣言した。当時、ヨーロッパは全需要の一五%をリビヤに依存しており、しかも七〇年上半年需要の伸びは対前年比一〇%におよぶ急増であった。このためヨーロッパはエネルギー危機に陥り、その補給として他の中東諸国に石油の援助を求めた。この石油戦争は七一年一月、アラビア湾六カ国とメジャーとの間に締結された「テヘラン協定」で一応の解決はみたものの、これを契機として「トリポリ協定」「ニューヨーク協定」そして「リード協定」等、OPEC攻勢はエスカレートしていった。これ等は一連の方向として、〔一〕価格への関与、収益の増大、〔二〕開発にあたっての資本シエアの拡大、国有化あるいは請負方式への移行、〔三〕加工流通販売等への資本参加要請、四生産制限、再投資義務等の経営方針への参与等の要求強化の前進である。いずれにしても、エネルギー危機の本質がエネルギー供給に関する算数的危機ではなく政治的危機であり、また生産問題よりも分配問題であることを認識する時、かつての石油供給過剰時代は終止をうち、価格も高価格時代の局面へと転換してきたことを凝視しなければならない。

ここで戒心すべきは、「世界の石油価格の水準を消費国日本があせつてつり上げた。しかも日本の海外石油開発が、アブダビ・マリンエリアーズ社の株式を非常な高値で取得した」との一部業界の非難のことである。最近メジャーは、わが国の産油国市場への進出に或種の危惧をいだいていといわれる。すなわち石油の発見に失敗すれば、外貨にものをいわせるとの、わが国の人々に対する態度に対してもある。われわれは極力、世界的な視野に立つて対処し、節度ある

石油の入手方法を考慮し、強引な政策を用いて一応秩序ある市場の在り方を混乱させるような処置は、努めて避ける必要がある。先般、わが国のある権威筋が、アメリカやメジャーの消費国同盟加入のよびかけに、不参加を表明して、激しい反発を受けているのであるが、こうした問題は充分な政策的配慮を必要とする。いうまでもなくOPECは消費者同盟に対しては生産制限という形で対抗してくることは必然である。したがつてそうしたビビッドな方策は避け、バランスのとれた輸入、秩序ある技術指導、その他節度ある資金援助などを石油産出国に行なつてゆくと同時に、他方依然強大なる勢力をもつメジャーとの調整と妥協おも、充分注意を払う必要がある。少くともOPECを刺戟しないような形で消費国同盟と何のよくな関係をつけてゆくかは、われわれ、もつと真剣にそして慎重に考慮すべき問題であり、単純に消費国同盟に加入しないことを強調するににより、反対にメジャーから疎外される不利を招くわが国の微妙な立場も心に銘じなければならない。⁽⁵⁾ながくなるので結論を急ぐことにする。先ずいえることは、「根本的に、わが国のおかれた国際環境から、いまなお、アメリカを中心とするメジャーの勢力を無視できないとの現状認識に立つこと」、「その条件の下で、メジャーを刺戟しない形で産油国からの直接販売ルートを創設してゆくこと」⁽⁶⁾、〔石油資源国に対する資金、技術、その他の援助は、原油産出国の利益おも充分考慮に入れて企業進出を推進する」と、〔わが国、海外開発石油企業の採用せる一企業一事業主義の原則を反省し、国家総力のもとで、多面的な危険分散方式を前提とした企業設立を計ること〕⁽⁷⁾、〔ソ連クエート其他ベネズエラ等、多角的に石油産出国とパイプを保持し万ーの場合にそなえる」と、などが当面考えられる、OPEC攻勢に対する政策と思われる。

注

① Michael A. Heilperin, *Le Nationalisme Économique*, Paris, Payot, 1963.

G. Myrdal, Economic Theory and Under-Developed Region, London, Gerald Duckworth, 1957. (小原敬士訳「経済理論と開発地域」東洋経済新報社。昭和三十四年)

J. Fayerweather, "19th Century Ideology and 20th Century Reality" Columbia Journal of World Business, Winter 1966.

(2) 一九六一年、十一月の国連総会における宣言 (Declaration Statement of Petroleum Policy in Number Countries) の主な点

③ [資源に対する恒久主権の権利は、資源保有国の国家的発展と、その国の人民の福祉のために行使されなければならない]。[かかる資源の探査、開発、処分ならびに外国資本の輸入は人民のための自由な規則等に合致するものでなければならぬ]。[導入された資本の所得は……略……得られた利益は投資国と受入国との協定によって分配されなければならない]。

一九六六年の第二十一総会の決議は一層前進したものであつた

④ [資源の開発販売は、もっぱら資源所有国が行う]と、[外資の条件は、もっぱら受入国のロハーネールに服すべき]といふ。[資源は本来所在国の帰属に属するものであつて、利潤は所在国のシェアを拡大する当然の権利を有す等]。

西川潤「エネルギー危機」の構造 (世界。昭和四十八年八月)

矢島鉄次「エネルギーにおける政治経済学」(世界経済。昭和四十八年七月)

⑤ ⑥ Mahamad A. Mughraby, "Permanent Sovereignty over Oil Resources" A Study of Middle East Oil Concessions and Legal Change, Beirut, Middle East Research and Publishing Center, 1966,

OPEC, Resolution Adopt at the Conference of the Organization of the Petroleum Exporting Countries, No. 2.

⑦ 「ボッケマニーはアラビヤ湾から……」どうやら西側の報道せん OPEC によってトラト国首脳をこらだたせるものばなしといわれ。一連のエネルギー危機、まだドル危機についての報道はすぐ西側の理論で組立てられており、いわゆる危機があたかも産油国側にあるよう仕立てられている点が問題とされるのである。

OPEC は実はドル危機の被害者である。支払がドル建てのためドル切下げにより収入減をもたらした。石油価上りの元

凶はOPECに非ずしてドル側にあるとの理論を我々は何とみるべきか。

三 シベリヤ、エネルギー開発協力

北サハリン、オハ地区の天然ガス開発のみならず、シベリヤ地区の石油開発協力の問題が脚光を浴びた契機は、昭和四十年九月、日本政府派遣の経済使節団が訪ソし、第一回、日ソ経済合同委員会が開催されたことに初まる。

サハリンの天然ガスの問題は一応さしおいて、チュメニ原油の大量輸入の方策を打出したわが国の意図は、(1)日ソ貿易を発展させるためには石油輸入の大幅拡大を図ることが適策であること、(2)ソ連石油の輸入を増加することにより英米系輸入原油の値上りを牽制可能であること、(3)ソ連原油は原則として硫黄分が少なく公害防止上好ましい性状であること、(4)ソ連原油を買付けるためには、イルクーツクよりナホトカ間のパイプライン敷設が必然となり鋼管輸出の道が開かれる等であるといわれている。その後糾余曲折して、こん日に至っているが、その間数回の会談で日ソ間の協力対象についての関心、方法などで双方にかなりのズレが感得された。とりわけ痛感されたのは、ソ連側が、国家計画の下で政策的に長期かつ雄大な構想を企図しているのに対し、わが方は、あくまで民間の企業採算ベースに立脚した協力方法を原則としていた点にあったことである。むろん両国の社会体制の相違は無視することはできないが、わが国としても単なる民間の個別ベースではなく、国家の立場から、どの様な態勢で対ソ協力に臨むべきかを慎重に検討し、確固たる構想と展望を樹立しておかぬと、今後の対ソ関係において主体性を喪失する憂なしとしない。

一九六五年に終ったソ連の七ヵ年計画は、シベリヤ開発に関する限り失敗であったといわれている。この度の計画は西シベリヤの油田開発に重点をおき、油田地区から極東地方へ通じるパイプライン建設用資材施設等を、わが国より輸入し、それを二十年払いの石油、木材によるPS方式で決済したいとの申出である。⁽¹⁾わが方としてはサハリンの天然ガスの長期輸入計画については、PS方式に基き延べ払い期間をソ連側主張（十五年間）に近づけるべく試案が検討されている。しかし西シベリヤのそれは規模も巨大で、しかも延べ払い期間がさらに長期に亘るとの要求に、やや当惑気味のようである。わが国は開発途上国に経済協力を行つていて、それらとソ連のように近代工業化の進んだ国に対するものとは、自らその様相の異なるのは当然といえよう。資本主義的な商業採算ベースを前提とする日本側の立場からすれば、開発途上国向けの場合を大きく上廻るような、こうした長期延べ払い方式には直に応じかねることは一般的な常識である。日ソ関係が米ソの平和共存路線を前提として長期にその安全性を保証されるならば、対ソ協力はわが国の貿易態勢に量、質共に重要な比重をしめる結果をもたらすと思われる。しかもわが国の石油消費量が飛躍的に増大することとなり、原油供給の安全確保、輸入先の分散の必要性という見地からみても、この問題には意欲をもつて取組む必要ありと思われるるのである。但し、現時点の交渉過程においては、それはわが国における石油消費量の二割程度のものを充足せしむるに過ぎないことを忘れることができない。

以上は、もっぱら対ソ協力について経済的視野に立つものであるが、他方政治的立場に立つ次の様な配慮も必要であろう。すなわち、この度田中首相は訪ソに際し、日ソ平和条約交渉に於て日ソ間の最大の経済案件である西シベリヤ、チュメニ油田の開発協力を交渉材料に使用する腹づもりと推察される。これに対してアメリカ側は、國務、国防省を中心に「これは米ソ中日を軸としたアジアの力のバランスがこわれるおそれあり」との反対の声が強いといわれ

ている。わが国がチユメニ油田開発に協力するとなると、チユメニからナホトカ迄パイプラインが建設され、ナホトカには貯油施設、積出基地が建設され、このことはソ連のアジア政策を一段と強化するのみならず、非常時にはナホトカは軍事基地となりうるのでアメリカ第七艦隊の最大の脅威となるとみなされるからである。またチユメニ開発が国境紛争などで一段と緊張が高まっている中ソ関係を悪化させることもありうるとみられており、それはアメリカの対ソ、対中、対日政策に重大なる影響を与えるとの見方が一部にある。中国の周首相もわが国の某閣僚に「日本がチユメニを開発すればソ連の極東軍事力増強にひと役買うことになる」と、釘をさしたとの噂もある。いずれにしてもアメリカの核のカサのもとにあるわが国が、こうしたきびしい情勢の下で、どれだけ自主的な資源外交を貫いてゆけるか、重大なる検討を要する問題である。⁽²⁾ ③ 他方には「昨年秋、田中、ニクソン会談で、大統領はチユメニを民間ベスでやるなら問題はない」と理解した「日本単独ではアジアの緊張をこわす恐れもあるので、アメリカの石油資本と共同開発の形をとり米、中の反発を緩和しては」との話もある。アメリカのガルフ、エクソンなどがわが国との共同開発に意欲的であるといわれているが、今回の田中、ニクソン会談での調整が重要な鍵といえよう。西ドイツのBlandtが大局的見地から一切の過去のゆきがかりを捨て、内外の牽制おも敢て目をつむり、ソ連と東方条約を結び修好拡大に踏み切った決断は一応参考となるのであるまい。最後にチユメニ油田に関する新しい情報の一部を略記することにする。

ソ連共産党中央委員会発行の週刊経済新聞エコノミチエスカヤ・ガゼータ、七三年第五号は採油事業を特集しているが、採油量の増大を七〇年—三億四、九〇〇万屯、七一年—三億七、一〇〇万屯、七二年—三億九、四〇〇万屯、七三年—四億一、三〇〇万屯（計画）。石油パイプラインの延長増大を七〇年—三万一、二〇〇糠、七一年—三万三、二〇〇

○秆、七二年—三万四、一〇〇秆、七三年—三万八、一〇〇秆(計画)としたあと、採油量の全増加部分の主要部分—増加分の八一%—は西シベリヤで入手の予定である。この地で石油採取を発展させるには、サモトロールからアルメチエスクに至る新しい幹線石油パイプラインをいかに早く始動させることができるかにかかっているとしている。こうしてみると西シベリヤ、ながんづくチュメニの石油がソ連国民経済全体のエネルギー経済の鍵を握っていることは歴然たるものであり、そして、そのことは、また、近隣諸国ながんづくSEV諸国とのエネルギー資源外交にも決定的な影響を及ぼす要因にともなっていることがうかがわれる。しかしチュメニがここまでくるには、採油方法に関する激論、スルグート国営地区発電所の建設停滞、チュメニの需要に必ずしも応じきれなかつた関連作業解決の突撃強行等が必要であった。その後昨年末、ソ連共産党チエメニ州委員会とエコノミチエスカヤ・ガゼータ紙編集部共催の会議がチュメニで開かれ、ニジュニエワルトウスク——アリメチエウスク間の石油パイpline、その他西シベリヤの油田、ガス田から石油ガスを輸送する地下幹線パイplineを建設するための焦眉の諸問題を検討し、チュメニの建設状況を国民経済的観点から総括できる段階になつたのであつた。この会議のあと州委員会第一書記 Shcherbina はエコノミチエスカヤ・ガゼータ紙に寄せた論文でこの建設状況について次の様に述べている。

(一) 国民経済の燃料エネルギー基地を優先的に発展強化させることは、第九次五カ年計画のもつとも重要な課題である。ソ連共産党第二十四回大会の指令に従つて、国の燃料バランスに石油とガスのしめる割合を増加させなければならぬ。新しい石油採取地帯がこれまでの実績に比しより重大なる成績を示し、急速に開発されつゝある。そのなかでも特別の役割を演じているのは、西シベリヤの比類なき諸油田である。ここでは地下資源の開発は事実上、前回の五カ年計画期に始まつたばかりである。しかし一九七五年には、採油量を一億一、五〇〇万屯にまで上昇させること

が計画されている。

〔二〕このプログラムは現実に実行の段階にある。ソ連邦結成五〇周年を記念する社会主义競争を開催しつつ、石油ガス工業チュメニ生産管理本部傘下の採取企業の団体は、一九七二年の一〇カ月間に課題に追加した一、四〇〇万屯余りの石油を含めて五、〇八〇万屯余の石油を供給完了した。

〔三〕ソ連結成五〇年を記念した社会主义競争においては、ボーリング労働者も遅れをとっていない。十月だけで彼等は試掘中採油井一万六、八〇〇米の月間計画を超えた。

〔四〕複雑な気象条件の下で、西シベリヤの油田のボーリングを急速に進めることを保証する技術的組織的方法を作りあげ、実際に適用したことは大きな成果であった。沼沢地の上にボーリング装置を組みたてるため特別の土台が新設された。移動式ガス・タービン発電所、新式油井ボーリング方式が既に適用されている。この活動には一九七二年度国家賞が授与された。

〔五〕チュメニ油田、ガス田が急速に開発されることにより国の燃料エネルギーバランスに深刻な質的变化が起り、結果的に石油精油精製工業、工油化学工業の原料基地に大影響を与えていた。

〔六〕西シベリヤにおいては、その基本投資の効率も高い。ここでは採油量を一屯増加させるための基本支出比が他の部門の平均値より、はるかに低率である。この節約は一〇億ルーブル台で測定される程である。

〔七〕新しい技術工学と労働組織法を採用することにより、労働生産性を急速に向上させることが可能となっている。

労働生産性は、現在もなお部門平均指數の四倍以上である。

いまやソ連の石油工業が文字通りチュメニ主導型の段階に名実ともに突入したと断言してよく、ソ連エネルギー政

策の根幹としてチュメニユ石油は、ますますわが国を含めて世界の注視を浴びてゆく態勢になつたといえる。⁽⁵⁾

注

- ① 調査立法考査局、商工課「シベリヤ石油、天然ガス資源開発とわが国の経済協力」レフアレンス、一八八号、一九六六年九月。
- ② 根津苗司「正念場を迎えた。チュメニ開発」経済往来、昭和四十八年八月。ソ連は「アメリカに天然ガスは輸出しても石油は絶対に渡さない（少くともシベリヤの）」と発言し、「この交渉にアメリカを加えることに反対しない。しかし交渉のテーブルで向かい合うのはあくまでソ連と日本である」となし、アメリカはあくまで日本のうしろに坐るべしとなす。
- ③ 七月二十五日付朝日新聞には、アメリカの大手石油会社オクシデンタル石油の A. Palmer 会長が、二十四日田中首相に会い、「シベリヤの天然ガスと石油を日本の企業と共同開発したい」と申入れ、また今里広記海外石油開発社長など、チュメニ油田の日ソ共同開発に最終的にはアメリカも参加することになっていていたため、情報公換したと報じている。
- ④ 西シベリヤ、チュメニ石油開発計画の日ソ交渉は大幅に遅れ、九月以降になる見透しが強くなつた。それはソ連側の準備がはかどつていないことと、同政府にチュメニ計画推進に慎重論が出てきためである。交渉開始の遅れに関連して外国貿易次官は、対西側エネルギー政策で、ソ連部内に見解の対立があることを初めて明らかにするとともに、「チュメニ計画は慎重に取り組む」といった軽井沢での大平外相の発言がソ連側慎重派を刺戟した恐れがあると指摘した。同次官は同時に「慎重派は今のところ小数意見で近くのぞましい結論が出ると思う」と説明しているが、いつもながらのソ連側の馳引とみられ、日本側の民間先行の対ソ交渉の限界と、他方当方の腹のすわった外交交渉に対する意思統一の必要性を痛感せられるのである。
- ⑤ 高木守「新段階に入ったチュメニ油田開発」エネルギー、日本工業新聞社、昭和四八年四月。

四 パイプライン計画実施

今日まで、わが国においては、パイプラインによる石油輸送はほとんど発達をみていない。しかし石油パイプライン事業は石油流通部門の合理化であると同時に、生産、流通、販売をとおして一貫經營体制整備拡充のため、石油業界にとり今後にのこされた唯一かつ最大の事業であることを更めて認識する必要がある。先ず石油パイプライン輸送の一般的特性をあげると、メリットとしては(一)連続的な大量輸送が可能で、低廉かつ安定的な供給ができること、(二)運送コストにしめる労務費が低く労働力不足時代に適合した輸送手段であること、(三)自動制御による操業により正確で複雑な配給も原則的に操作できること、(四)製品の場合、一本の輸送管で数種の異った油類を輸送することが可能であること等があげられ、デメリットとしては(一)最大輸送能力に限界があり輸送経路変更が不可能であるため輸送の弾力性に欠けること、(二)敷地の利用権または敷地の買収を必要とし、国情により地域住民や所有者の理解を得ることが困難であること、(三)当初の設備投資に膨大な資本を必要とし長期の資金が要求されること、(四)地域独占的性格を有するので公正な取引に対する配慮が必要であること、(五)万一事故の場合相当広範囲の被害出現のおそれあること等があげられている。しかしながら現在七〇年代のわが国エネルギー経済の発展は、新しい時代の流れである国際化、システム化、そして情報化の波を受けて更に一層の止揚の段階にあり、他方では労働力不足、用地難また用水難などの条件悪化をひかえながらも大量のエネルギー需要増に答えなければならない業界にとっては、備蓄基地(CTS)やこのパイpline設置は、決定的現実の使命となつてきていると思われる。^①

ここにわが国パイプライン事業の具体的導入の必要性をあげると次の様な背景がある。

(一) 石油需要は近年急激な増加を示してきたが今後のエネルギーの長期需要見通しからみても石油はエネルギーの大宗をしめ、五〇年度では現在の約二倍（三・四三億戸）、六〇年度では約四倍（七億戸）に達すると考えられる。このような需要増に対し、原油を海外に九九%依存しているわが国は、いつたん原油の輸入が杜絶したならば、大混乱にみまわれる恐れなしとしない。この需要が膨大な量になればなる程、安全供給の必要性は重大とみなければならぬ。このため海外油田の開発により供給地の分散をはかり、他方少くとも三ヶ月のストックを持つなどの対策が必要とするとしている。このために考えられたのが原油のCTS構想である。これは輸入の一時中断などの事態に対処するとともに、他にたとえば鹿児島線の喜入に日石グループが建設しているように、生産基地が消費基地に近いわが国の製油所の特性からみて、生産基地の集約化をはかり、原油は遠隔地の備蓄基地におくことにより生産基地の大型化をはかることも大きな役割の一つになる。敷地面積の三分の二は原油、石油製品のタンクでしめられている現在の製油所は、CTSの活用により生産設備三分の一、タンク三分の一と逆転することも可能である。この場合CTSから製油所迄は内航タンカーを大型化して原油を輸送する場合と、一步進んでパイプラインにより原油を製油所まで運ぶことが考えられる。

(二) わが国経済のいちじるしい発展とともに、物的流通もまた大きな伸びを示し港湾の取扱貨物量は昭和三十年に約四、四億屯であったが、昭和四十三年には約十三、六億屯と約三倍に伸びを示した。さらに昭和五十年には二〇億屯、昭和六十年には四〇億屯に達すると考えられている。この増大を続ける貨物輸送量のうち外貿関係では原油が、また、内貿関係では石油製品が共に首位の座をしめている。わが国の石油精製工場の能力からみると東京湾、

伊勢湾、大阪湾、瀬戸内にその九〇%以上が集中し、とくに東京湾での貨物取扱量の二五%が石油製品で、大消費地と生産地とが一体となり、港湾施設や航路の拡充が追つかぬため、船混みが顕在化し湾口では水道が狭く、いろいろ事故が絶えないという。とくに大きな災害の危険性を持つタンカーの事故は次第に増加しつつあり、十万屯以上の大型タンカーの事故ともなれば東京湾沿岸全体が危険にさらされると考えられる。船舶の大型化、高速化と同時に内航船の輸送量増大に対して、近い将来、狭水道、湾内での船舶の輻輳による危険防止の面から、巨大船、危険物運搬船等が思い切った入港制限を受けるなどの規制が行われる筈である。これは大都市圏をひかえた地区から緊急に実施される必要性が強い。このような場合、たとえ経済性を超越しても、社会的要請から必然的にパイプラインによつて対処する以外に方法はない。

(3) 京浜、阪神、中京の三大都市地域は次第に外縁に向つて拡大発展し、周辺地域でも都市化、工業化が進行しつつある。このため陸上輸送における自動車の増大は著しく、海上と同様、自動車の増加に対して道路の整備が遅れ、大都市圏での道路交通の渋滞は著しく、鉛公害、光化学スモッグの原因として交通規制が真剣にとりあげられ、都心へのトラック、大型車、自家用車の乗入規制今まで發展しようとしている。この石油製品の輸送も大都市臨海部の精製工業から巨大な数量がタンクローリーで需要地に運ばれているが、道路混雑による運行速度の低下と、大型車の交通規制等により如何なる地区においても集配能率が著しく低下をみせている現状である。こうした問題のためにもパイプラインの必要性は、まず石油製品の輸送について考えられはじめ、国鉄では川崎地区から八王子方面の内陸部にむけて鉄道敷地を利用したパイplineの建設が具体的に考えられ、また、千葉県の臨海製油所から成田空港への航空燃料の輸送が計画されているのは衆知の事実である。いずれにしても今後大局的見地に立つ工業立地の立場から、

わが国全土にわたるパイプライン計画の実施を迫る現実が目前であるとみられる。

世界で初めてパイプラインが誕生したのは一八六一年 J. L. Hatchings⁽²⁾ がペンシルバニア州でわずか三〇〇米の吸引式のそれを作ったことに初まる。その後一八七〇年代迄は原油はパイプラインによって鉄道迄輸送され、それでタンク車に積みこまれて目的地に発送され、パイプと鉄道はいわば共存共栄の関係にあった。やがて一八七八年 B. D. Benson⁽²⁾ がタيدウォーターパイプライン会社を設立しペンシルバニアに口径六吋長さ一七三杆の石油パイプを布設した。後にこのパイプラインはニュージャージーのベイヨンヌ迄延長され、本格的その第一号となつた。現在世界のパイプライン総延長に対するアメリカの割合は約八〇%であるといわれている。アメリカにおいてはパイプラインの地域独占的性格からくる弊害に対応するための規制が行なわれているが、それ以外の抑制措置はほとんど講ぜられてなく、他の輸送手段と全く自由な競争のなかで、経済的かつ安全的な大量輸送手段としてその特性を充分發揮している。しかしアメリカがこうしたパイプラインの効果をあげえたのは経済的、地理的条件にめぐまれていたことを考慮に入れる必要がある。すなわちアメリカは広大な国土面積に比して海岸線が短く、原油生産地は内陸部が多い。そのためメキシコ湾から北東部海岸地域向けの内航輸送とミシシッピー河を上って中西部地域に向うバージ輸送とを除けば、石油の輸送手段としてパイプラインに対抗すべき強力な輸送手段がなくパイプラインが発達する要因が特に強かつたことがあげられる。アメリカは石油の八〇%、石油製品の約三〇%がこれにより輸送されており、現在稼動中のパイプラインの総延長は、ほぼ鉄道の総延長に匹敵する。このうち一一一、〇〇〇杆が幹線原油パイplineであり、八五、五〇〇〇杆が製油所と配分基地を結ぶ製品用のそれである。そのためアメリカにおいてはパイplineの投資額の方がタンカーへの投資額をはるかに上回っている。コロニアルパイpline（ヒューストンからリンデンに至

る二、五六〇糸）は工費三億七、〇〇〇万ドルを投じて一九六二年に着手、一九六五年に完成したこの種の最大の事業であるといわれている。

ヨーロッパにおいては一九五〇年代に至るまで、パイプラインが石油輸送に用いられるることはほとんどなかつた。それは石油需要のほとんどが産油地域における産油地精製製油所からの製品により賄われていたのと、石油の生産と需要がアメリカに比べてはるかに小規模であり、また入江の多い海岸線の内陸に続く水路の出口には港が開け、水運が安く利用できたためであつた。第二次大戦後、石油需要の増大に伴ない、既存の製油所の拡張や大規模な製油増設が行なわれたが、これは原油の輸送コストを低減するために大型タンカーが利用されるようになつたためである。こうした事情から新に建設された製油所は水路に沿つた海岸地帯に立地されることが多く、その製品は河川、運河、鉄道等によつて内陸部へ輸送されていた。アントワーブ、ハンブルグ、ルアーブル、ロンドン、マルセイユおよびロッテルダムが、この典型であるが、製油所と港湾を小規範パイプラインで結ぶものが一九五〇年にイタリーのミラノやノバラでみられた程度であつた。ヨーロッパの石油需要は一九五〇年の五、三〇〇万屯から一九六〇年の三億七、五〇〇万屯へと飛躍的に増大したが、石炭産業の斜陽化にともない、消費構造もガソリン中心から重油中心のパターンに変化し、大規模な内陸製油所立地の必然性が生じた。また原油の輸入構造が中東原油中心からアフリカ原油の登場によって、双方の二大原油輸入構成に変化をきたした。この二つの石油経済の構造変化は、臨海地の原油受入地点から内陸製油所迄の低廉輸送手段を必要とし、同時にアフリカより地中海、地中海沿岸の原油受入地よりヨーロッパ内陸製油所を、直線的に結ぶ経済的輸送手段を必要とした。このことから製油所も内陸の需要地に近いところに建設されるようになり、パイプラインによる経済的な大量長距離輸送が可能となつた。こうして一九五〇年代のなかばには主

要港湾と内陸製油所を結ぶ原油パイプラインの建設が着手されたこととなつたのである。^③

以上、ヨーロッパにおいても需要の増大、製油所の立地動向等からしてパイプラインの経済的かつ安定的な大量輸送手段としての特性が發揮される条件が整うるをまゝて、一九五〇年代のなかばに他の輸送手段にとつて代り発展をとげるに至つている。ただアメリカはその敷設についてそれを特に促進しましたは抑制する措置を講じていないのに対し、ヨーロッパにおいては建設に先だち多くの場合、法律上または事実上の事前調整がなされていることが注目される。これはヨーロッパにおいてはパイプラインが山岳地帯や人口稠密な地帯を通過することの多いことなどから、その建設について利害関係者との調整が困難であるため、これが計画についての事前調整を行ない、重複投資を避けなければ、経済的かつ効率的な建設が困難であるとの考慮がなされていふものと考えられる。^⑤

注

- ① 石油部会中間報告「石油パイプライン、C T S 事業の促進について」通商産業研究社、昭和四十五年十二月。
 - ② クリーブランクの穀物商 Rockefeller が鉄道による輸送を支配し、やむに長距離パイプラインと貯油設備の独占によって他の輸送業者、油田産業者を逐次支配下にゆき今日のスタンダード・オイル会社を作りあげたのは有名な事実である。
 - ③ OECP; Pipelines and Tankers; A Report on the Effect of the Use of Pipelines on the Transport of Oil by Tankers, 1961.
 - ④ Wirtschaft; Röhre Transport over durch Europe, Nov. 17, 1961.
 - ⑤ The Interestate Commerce Act, 1887.
The Hepburn Act, 1906.
- わが国も「石油パイプライン事業法」（昭和四十七年法律第一〇五号）の施行によりパイプライン時代の到来を思わせる。

関東内部向けパイプライン敷設構想は国鉄と石油業界というより、そのバックの運輸者と通商省が対立、競合するいわくつきのものである。松原宗一経団連エネルギー対策委員長の斡旋で一応その摩擦は解消した。

五 石油業界の再編成

最後は、この石油業界の再編成こそ、わが国現下のエネルギー問題に関する緒論であり本論でもあるといえよう。元来国際舞台における石油開発事業をみると、アメリカは別格として、イタリヤが一社（E.N.I.）、フランスが三社（C.F.P.、R.A.P.、B.R.P.）、そしてイギリスも三社（B.P.、Shell.・S.S.O.）である。（ドイツは自由企業のたてまえから十数社にのぼるが、その質においてわが国とは数段の相違がある）これに比して、わが国のは二十数社もあり、その弱小さは、^①国際的観点に立つと問題にならない。海外において石油採掘で成功したのはアラビヤ石油が唯一の代表例といえる。これは昭和三十五年一月、第一号井戸から日産一、〇〇〇升の国際的にも第一級の石油を掘りあてたときに初まる。^②だがこのアラビヤ石油以来、わが国の海外石油企業はわずかの例外を除いて失敗の連続である。この原因を打診すると、石油業界の体質に根本的な要因がある。すなわち一般に石油業界は「業界のない業界」といわれているがその石油連盟の各社に目をむけると、ほぼその表現が妥当なことが判明する。特に海外の石油企業群が失敗した原因の第一にあげられるものは、いわゆる「一企業一事業主義」の考え方である。いうまでもなくメジャーは危険分散のために多くのオペレーションカンパニーを持つている。もともと本質的にリスクの度合が高く、しかも成功率の甚だ低いこの作業に「一企業一事業主義」はあまりにも冒險といわざるを得ない。ここに危険分散の必要性が強調される。

この海外石油開発は、また石油産業再編成とも密接に関連する。それは企業基盤の危弱な産油業の育成とともに、開発原油の円滑な引取りを促進するため、精製業との有機的連繋を計ることが当然に必要となつてくる。本来石油業の方からすれば、産油から精製販売までの「一貫化」が合理的であり理想的であるが、精製中心の水平的構造に傾斜した我が国に於ては、産油業と精製業とが判然と分離した形の発展をたどり両者の結合は甚だ稀薄である。西ヨーロッパ諸国に於てはすでに高度の総合化が完成しているメジャーを初め、フランスではCFP、イタリヤではENIといった国家資本参加の一貫会社がそれぞれ石油産業の支柱的存在として、エネルギー供給に関して自国の利益擁護に貢献している。わが国でも国策としてこうしたインテグレーティ・オイルカンパニーの必要性はすでにエネルギー政策懇談会の中間報告（一九六一年十二月）において強調されており、今後の石油政策の緊急課題として切に要望されている。「国内石油市場の一一定割合を國家の影響下におく」構想の一環としては、民族系中小石油五社の販売部門を集約した共同石油が既に発足している。共同石油は民族系の最も弱点である流通面の強化により、体質改善をはかる意図のもとに設立されたものであるが、将来は五社の精製部門の吸収、さらには新たな参加会社が加わるなどして、その成長と発展には期待がかけられている。共同石油が今後のわが国石油政策の担い手となることはほとんど確実であるが、この共同石油が母体となって自ら産油部門への進出をはかるか、あるいは既存の産油会社と提携するか、その何れの方法をとるかは別としてインテグレーティ・オイルカンパニーへの展望が開けたことは確實といえよう。こうした民族系企業の結集が軌道にのつてくれば国際石油資本に対するカウンターバランスが形成され対等の立場での協調体制ができるというものである。最近の石油業界における再編成の動きは共同石油が一つの萌芽となつてゐるが、それは目下のところ販売面の水平的集中化にとどまつてゐる。今後は更に産油から精製までの後方垂直化の方向づけこそ

肝要である。いざれにしても石油政策の重点が単なる需給調整から構造再改編へと移行しなければならないことは、当然のなりゆきあることである。

注

① H. J. Rummert, "Besitz- und Beteiligungsverhältnisse in der Mineralölwirtschaft der Bundesrepublik Deutschland", G., Jg. 100, Heft 25, 2. Dez. 1964.

わが国の海外石油開発企業は、わざかの例外を除いてほとんど失敗であった。例えば四〇億円の資本を投入し昭和四十一年に設立されたアラスカ石油、四十二年四五八万ドル（カナダ）で設立したジャックス・カナダ、四十五年一六九億ドルを投入したコロンビヤ石油、又五万ドルのアラスカ丸善石油等々、四十三年九〇億円投入のアブダビ石油、四十五年のザイール石油は、僅かに希望ありといふ。

（一九七三、七月、一一〇）

（本稿は七月に書いたもので、中東戦争後の今日、一部別の次元で対策の要あるを附言しておぐ）